

令和 3 年度 第 3 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和 3 年 6 月 1 8 日

場所 十和田市役所本館 3 階庁議室

令和3年度第3回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所本館3階庁議室
2. 開 会 日 時 令和3年6月16日(金) 午後2時06分
3. 閉 会 日 時 令和3年6月16日(金) 午後2時45分

4. 出席農業委員(18名)

1番	米田拓実君	2番	中野雄一郎君
3番	芋田一弘君	4番	立崎和寿君
5番	山田利昭君	6番	小笠原秋彦君
7番	稲田優憲君	8番	柿本広一君
9番	奥山博君	10番	小田正喜君
11番	外山康仁君	12番	小笠原和男君
13番	箕輪展忠君	14番	竹浦寿広君
15番	野崎さち子君	17番	力石堅太郎君
18番	山崎誠一君	19番	杉山秀明君

5. 欠席農業委員(0名)

6. 欠員農業委員(1名)

16番

7. 出席農地利用最適化推進委員(1名)

大深内地区 大平靖四郎君

8. 会議に付した案件

日 程 第 1 十和田市農業委員会職務代理者の互選

日 程 第 2 総会議事

報告第11号 専決処分の報告について

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第14号 農地の転用事実に関する照会について

報告第15号 農用地利用配分計画の認可について

議案第14号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第15号 十和田市農用地利用集積計画の決定について

議案第16号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第17号 令和2年度の活動に対する点検・評価及び令和3年度の目標とその達成に向けた活動計画について

9. 議事録署名委員

3番 芋田一弘君

4番 立崎和寿君

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長 横岡 聖一

事務局 次長 菅原 靖雄

事務局 農地係長 小笠原 満

事務局 振興係長 苫米地 慶

事務局 主査 村中 健大

事務局 主査 東 浩治

事務局 主査 佐々木 徳幸

11. 書 記

事務局 主査 東 浩治

議 長（杉山秀明君）出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただ今より、令和3年6月8日に告示招集いたしました、令和3年度第3回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（杉山秀明君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。3番 芋田 一弘 委員、4番 立崎 和寿 委員を指名いたします。

議 長（杉山秀明君）会議書記には、東 浩治 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（杉山秀明君）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に日程第1、十和田市農業委員会会長職務代理者の互選を行います。

議 長（杉山秀明君）会長職務代理者の互選は、選挙の方法により行います。

議 長（杉山秀明君）はじめに、選挙に関する事務を管理させるため選挙管理人として事務局長 横岡 聖一 君を指名いたします。

議 長（杉山秀明君）ここで会長職務代理者の選挙方法について選挙管理人より説明いたします。

事務局長（横岡聖一君）それでは、選挙方法についてご説明いたします。通常、選挙は投票によって選ぶのが原則となっております。投票は会長を除く本日出席の委員全員が被選挙人となり委員それぞれが投票用紙に1名を記入し投票します。なお、

同数の場合は抽選となります。また、指名推選の方法によることも認められております。指名推選の場合は地方自治法の規定により次の3つ全てについて委員全員が異議を唱えないことが必要です。1つ目は選挙を指名推選で行うことについて異議がないこと。2つ目は会長職務代理者を指名する委員、いわゆる指名者を決める必要がありますが、この指名者について異議がないこと。3つ目は指名者から指名された委員を当選人にすることについて異議がないこと。以上の3つ全てについて、どれか1つでも異議があった場合は投票になりますのでご注意ください。以上でございます。

議 長（杉山秀明君） それでは、お諮りいたします。選挙の方法について、いかがいたしますか。

議 長（杉山秀明君） 18番、山崎委員。

18番（山崎誠一君） 18番、山崎です。今般の急な事態で、こういう状況の中でありますので指名推選でよろしくお願ひいたします。

議 長（杉山秀明君） ただ今、指名推選との意見がありましたが、選挙の方法を指名推選とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君） ご異議なしと認め、選挙の方法は指名推選によるものと決定いたしました。

議 長（杉山秀明君） 次に会長職務代理者を指名する委員、すなわち指名者についてお諮りいたします。どなたにいたしますか。

議 長（杉山秀明君） 18番、山崎委員。

18番（山崎誠一君） 18番、山崎です。議長指名でお願いいたします。

議 長（杉山秀明君） ただ今、山崎委員より議長指名との発言がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君） それではご異議なしと認め、私より会長職務代理者を指名いたします。会長職務代理者には箕輪展忠委員を指名いたします。

議長（杉山秀明君）お諮りいたします。箕輪展忠委員を当選人とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって、箕輪展忠委員が十和田市農業委員会会長職務代理者に当選されました。

議長（杉山秀明君）ただ今、会長職務代理者に当選されました、箕輪展忠委員が議場におりますので、十和田市農業委員会選挙規程第13条の規定により、この席から当選の告知をいたします。会長職務代理者になりました、箕輪展忠委員、ごあいさつをお願いいたします。

13番（箕輪展忠委員）指名推選ということで大変ありがとうございました。会長職務代理者は会長の補佐ということですが、会長の補佐できるような人格でもございません。会長の職務に影響のないように、誠心誠意、残りの期間2年ですか、努めて参りますのでご協力のほうよろしくをお願いいたします。

議長（杉山秀明君）それではここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時14分

（事務局 移動）

再開 午後2時15分

議長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（杉山秀明君）次に日程第2、総会議事を行います。

議長（杉山秀明君）まず、報告第11号について、事務局から報告をいたします。

事務局長（横岡聖一君）2ページをお願いします。報告第11号、専決処分の報告について。十和田市長から照会のあった十和田市農業委員会委員の死亡に伴う委員の補充に係る意見について、別紙のとおり回答したので報告する件です。本件については、本来、専決処分規程において総会での報告が義務付けられている内容ではございませんが、重要な案件と判断し、総会での報告案件といたしました。3ページです。令和3年5月28日付け十市第218号で十和田市長からこの件について照会がありました。委員に欠員を生じた場合の補充については、十和田市農業委員会の委員の候補者の選考等に関する規則第6条第1項に

において、欠員の総数が定数の6分の1を超えたときは、速やかに補欠の委員を任命するための手続きをとるものとしてされています。定数は19人ですので、3人を超えた場合となります。一方で、同条第2項では前項の規定は補欠の委員を任命するための手続きをとることを妨げるものではないとされています。つまりは、定数の6分の1を超えない場合でも補充を行うことは可能なことから、農業委員会の意見を聞きたいというものです。4ページをご覧ください。委員を補充する場合は市が募集、選考、議会の同意、任命、辞令交付など一連の手続きを行います。事務所に一定の期間を要することもあり、速やかに回答する必要があったため、会長はじめ班長3名と事務局とで協議を行いました。その結果、2その理由にありますとおり、規則で定める定数の6分の1に達していないこと、また、18名の委員で業務遂行可能と判断したことから、6月2日付けで市長に対し委員任命手続きの必要はなしと回答したものです。以上です。

議 長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第11号を報告済みといたします。

議 長（杉山秀明君）次に報告第12号について事務局から報告をいたします。

事務局長（横岡聖一君）5ページをお願いいたします。報告第12号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。6ページです。農地法によるものが2件4筆7,366平方メートルです。今後の意向は11番は今回、農地法3条所有権移転で議案として上程されております。12番は別に貸付け予定となっております。あっせんの希望はありません。以上です。

議 長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第12号を報告済みといたします。

議 長（杉山秀明君）次に報告第13号について事務局から報告をいたします。

事務局長（横岡聖一君）7ページをお願いします。報告第13号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、

別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は8ページから11ページです。今回は8件61筆146,063平方メートルで全て相続による所有権の取得です。あっせん等の希望はありません。取得後の内容は自ら耕作、農地として管理、貸借中などとなっています。農地以外の用途になっているものは39番、45番の一部は宅地となっております。なお、農地以外の用途になっているものについては、今後、分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思っております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第13号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第14号について事務局から報告をいたします。

事務局長（横岡聖一君）12ページをお願いいたします。報告第14号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。13ページです。今回の照会は7件8筆8,651平方メートルで、現地調査は令和3年6月8日に実施し、法務局への回答は令和3年6月10日に行っております。13番はあかまつ園から南に約350メートル先の地点です。申請地には、昭和55年建築の住宅が建っています。税務課税台帳においても現況宅地であり、20年以上宅地の状態であることから非農地と判断しております。14番はあけぼの学園から北に約1,100メートル先の地点です。①、②ともに植林後、数十年経過したと思われる杉林の状態にあり、農地としての利用は困難であることから非農地と判断しております。15番は四和小中学校から北東に約1,000メートル先の地点です。申請地は長期間耕作された形跡がなく雑木及び雑草が繁茂した状態のため、農地としての利用は困難であることから非農地と判断しております。16番はJA十和田おいらせ藤坂支店から南西に約150メートル先の地点です。申請地は山林となっています。税務課税台帳においても現況山林であり農地としての利用は困難であることから非農地と判断しております。17番は甲東中学校から北に約1,500メートルの地点です。申請地は車庫が建っています。税務課税台帳においても現況宅地比準の雑種地であり、長期間宅地の状態であることから非農地と判断しております。18番は平野商事株式会社から北西に約200メートルの地点です。申請地は昭和62年建築の住宅が建っています。20年以上宅地の状態であることから非農地と判断しております。19番は、薬王堂十和田東店から南東に約200メートルの地点です。申請地には建築物が建っています。長期間宅地の状態であり農地としての利用は困難であることから非農地と判断しております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第14号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第15号について事務局から報告をいたします。

事務局長（横岡聖一君）14ページをお願いします。報告第15号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき農用地利用配分計画の認可について別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件です。認可日は令和3年5月21日です。15ページから17ページです。賃借権の合計は4件17筆49,931平方メートルで、すべて新規の設定です。利用権の設定期間は、すべて7年です。使用貸借による権利設定は2件12筆32,359平方メートルで、すべて新規です。権利設定の期間は2件とも6年となっております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第15号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）ここからは、議案に入ります。今月担当した調査班の調査員は、箕輪委員、奥山委員、小笠原和男委員の3名です。令和3年6月8日に現地調査及び市役所別館4階会議室にて聴取調査を行っております。

議長（杉山秀明君）次に、議案第14号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（横岡聖一君）18ページをお願いします。議案第14号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は19ページから21ページです。以上です。

議長（杉山秀明君）許可申請にかかる現地調査の結果について、報告願います。13番 箕輪 展忠 委員、お願いします。

報告委員（箕輪展忠君）第3条の許可に関する報告をいたします。今回の農地法第3条

申請は合計14件で、すべて所有権移転です。所有権移転は19ページ申請番号18番から21ページ28番までが相手方要望による売買で、21ページ申請番号29番は知人へ贈与、30番は親から子へ贈与で新規就農、31番は親戚へ贈与するものです。今回のすべての申請の許可要件について農地法第3条第2項各号に照らして判断したところ、お手元の農地法第3条調査書のとおり許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上、現地確認及び写真確認の結果、申請地はすべて農地として管理されており、また、申請は適当と認められます。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）箕輪委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）新規就農者に対する聴取調査の結果について報告願います。大深内地区 大平 靖四郎 農地利用最適化推進委員、お願いします。

報告委員（大平靖四郎君）農地法第3条の許可に関する新規就農について報告します。令和3年6月8日午後1時半、市役所別館4階会議室1にて、21ページの申請番号30番の新規就農となる譲受人に対し、調査員の3名と私の計4名で、聴取調査を行いました。譲受人は新たに取得する農地に水稻を作付けする予定とのことで、営農計画書を基に聴取を行いました。特に問題はなく、現地確認でも申請地は農地として管理されておりましたので申請は適当と認められます。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）大平推進委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

議長（杉山秀明君）はい、14番。

委員（竹浦寿広君）14番、竹浦委員です。例えばこの所有権について地元だとわかるんですけど、相手が北海道なり東京とありますね。この25番の苫米地トヨさんという方、この方との所有権移転の手續等には本人との連絡とか、本人が来てやっているのか聞きたいです。

農地係長（小笠原満君）こちらにつきましては司法書士や行政書士が間に入って手続きを行っておりますので、こちらでは把握しておりません。

委員（竹浦寿広君）はい、わかりました。

議長（杉山秀明君）そのほかに、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第14号は許可することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に、議案第15号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（横岡聖一君）22ページをお願いします。議案第15号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。23ページから25ページです。今回は賃借権のみで合計6件17筆28,689平方メートルです。すべて新規の権利設定です。49番につきましては、新規の農地取得となります。面積が3,640平方メートルですが、中間管理事業による利用権設定のため、農地法の権利取得の下限面積50アールの適用はありません。設定期間は49番が5年、50番から54番までが10年です。協力金の交付はございません。以上です。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

議 長（杉山秀明君）はい、17番。

委 員（力石堅太郎君）17番、力石です。今、局長が説明した中でさっきの下限面積の対象にならない、ちょっとそれわからなかったものだから、もう少し詳しくその部分だけ教えてもらいたい。下限面積に達しなくてもいいという理由はどういうところからきているのか。例えば支援センターのほうが承認しているからいいのか、そういう理屈が何かあるのではないかと思います。詳しい部分がわかれば教えてください、わからなければいいです。

農地係長（小笠原満君）こちらにつきましては農業経営基盤強化促進法に基づいてやっている中間管理事業になりますので、そちらの法律で農地法の適用は受けないとなっておりますので、下限面積に達していなくても問題ありません。

委 員（力石堅太郎君）はい、わかりました。

議 長（杉山秀明君） そのほかに、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君） ご異議なしと認めます。よって議案第15号は承認することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君） ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時35分

（ _____ 委員 退席 ）

再開 午後2時36分

議 長（杉山秀明君） 休憩を解いて会議を再開します。

議 長（杉山秀明君） 次に、議案第16号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（横岡聖一君） 26ページをお願いします。議案第16号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は27ページです。以上です。

議 長（杉山秀明君） 許可申請にかかる現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。12番 小笠原 和男 委員、お願いいたします。

報告委員（小笠原和男君） 第5条の農地転用に関する報告をいたします。今回の第5条申請は5件です。申請番号17番の転用事由は普通住宅の建築です。譲受人は農地を親から贈与で取得し、実家住まいの解消を図るものです。場所は薬王堂十和田東店から南東に約200メートルです。農地区分は都市計画法の用途地域内であるため第3種農地に該当します。申請番号18番の転用事由は社用車及び社員駐車場の整備です。譲受人は農地を売買で取得し隣接地の農地以外の土地と合わせ

て事業を行うものです。場所は十和田温泉から南に約100メートルです。農地区分は都市計画法の用途地域内であるため第3種農地に該当します。申請番号19番の転用事由は普通住宅の建築です。譲受人は農地を売買で取得し貸家住まいの解消を図るものです。場所は十和田警察署から南西に約300メートルです。農地区分は都市計画法の用途地域内であるため第3種農地に該当します。申請番号20番の転用事由は普通住宅の建築です。譲受人は農地を売買で取得し実家住まいの解消を図るものです。場所はコメリ十和田西店から南東に約300メートルです。農地区分は都市計画法の用途地域内であるため第3種農地に該当します。申請番号21番の転用事由は資材置場の整備です。譲受人は農地を売買で取得し事業を行うものです。場所はJA十和田おいらせ藤坂支店から南西に約150メートルです。農地区分は都市計画法の用途地域内であるため第3種農地に該当します。以上、現地確認及び聴取調査の結果、申請地は農地転用の各要件を満たしておりますので申請は許可相当と認められます。報告は以上です。

議 長（杉山秀明君）小笠原 和男委員、ご苦労様でした。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第16号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時40分

（ _____ 委員 着席 ）

再開 午後2時41分

議 長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（杉山秀明君）次に、議案第17号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（横岡聖一君） 28ページをお願いします。議案第17号、令和2年度の活動に対する点検・評価及び令和3年度の目標とその達成に向けた活動計画について。農業委員会事務の実施状況等の公表について平成28年3月4日付け農林水産省経営局農地政策課長通知に基づき、別紙のとおり農業委員会活動の点検・評価及び活動計画を決定することの承認を求める件です。この件につきましては、先月の総会後の全員協議会におきまして一度お示しさせていただいております。内容について委員の皆様からのご意見を伺ったうえで再度取りまとめたものを本日ご提案するものです。29ページから36ページまでが令和2年度の活動の点検・評価の内容、37ページから39ページまでが令和3年度の目標及び活動計画の内容となっております。先月お示しした内容から修正させていただいた部分につきましてご説明いたします。まず、29ページの農業委員会の状況についてですが、以前の資料では、令和2年度末の状況ということで、最新の2020年農林業センサスの数値を記載しておりましたが、県から計画時点の数値をそのまま記載するよう指示がありましたため、その数値に修正しております。30ページから35ページまでは修正箇所はありません。36ページです。地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容について頂いたご意見を追加しております。農地利用最適化等に関する事務では農業委員会と農地中間管理機構との連携・情報共有に関するご要望がありましたので、今後、連携を密にし双方が持つ情報の共有を図ってまいります。また、受け手の掘り起こしに関するご意見については、集落座談会等の機会を活用し、関係機関と連携して、新規就農者を含めた受け手の確保に努めていきたいと考えております。農地法等によりその権限に属された事務につきましては、適正に、滞りなく遂行されているとのご意見をいただきましたので、今後も引き続き各種法令に基づく事務を進めてまいります。37ページから39ページまでの令和3年度の目標、活動計画については内容の修正箇所はございません。以上です。

議 長（杉山秀明君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君） ご異議なしと認めます。よって議案第17号は承認することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これを持ちまして、令和3年度第3回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時45分 —————